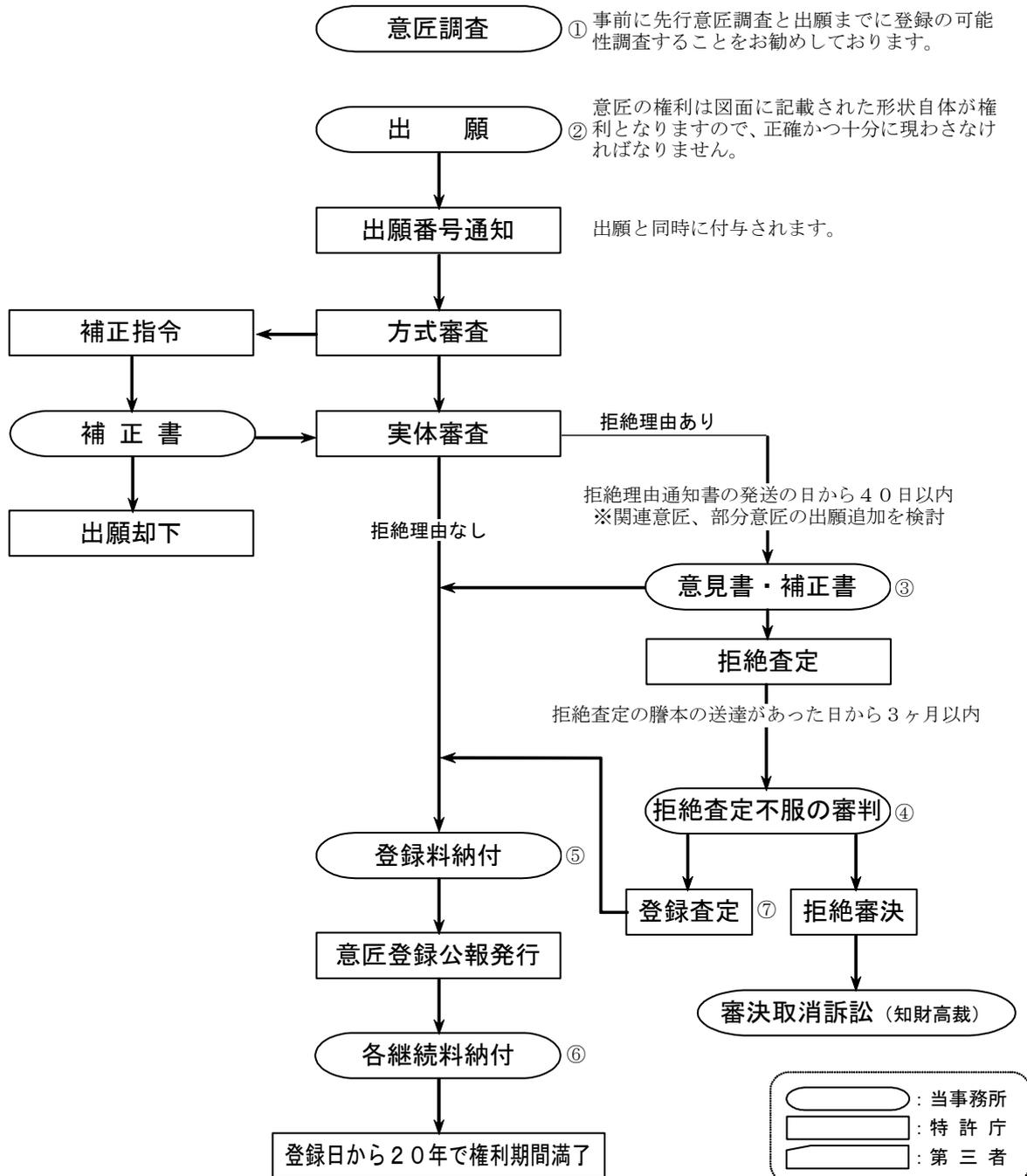


意匠登録出願

意匠（デザイン）とは、物品の形状・模様・色彩又はこれらの組合せにより視覚を通じて美観を起こさせるものをいいます。なお、物品の部分における形状・模様・色彩には、物品の操作の用に供される画面デザインも含まれます。（特許庁 HP）



費用のご案内

①調査費用 16,200 円以上

②出願時の基本料金 (最低限必要な費用) 出願手数料 : 86,400 円
図面作成料 (図面、写真、見本のうちいずれかを選択)
図 面 : 実費 (54,000 円以上)
写 真 : 白黒写真 標準 43,200 円 (5,940×図面数)
 カラー写真 標準 64,800 円 (9,180×図面数)
見本片調整 : 実費 (23,760 円以上)
特許印紙代 : 16,000 円
電子処理料 : 5,076 円

【例】図面を出願する場合 : 161,476 円以上

※上記以外に意匠を開示するために必要である場合に限り下記の費用が加算されます (審査官に理解させやすくするために必要な場合が多いです)。

意匠並びに意匠に係る物品の説明 : 10,800 円

特徴記載書作成料 : 16,200 円

新規性が喪失した意匠登録出願の場合、下記の費用が加算されます。

刊行物記載の場合 : 22,680 円

その他の場合 : 43,200 円

新規性喪失とは意匠出願の前に当該意匠が公知になってしまったことで、本来ならば新規性を失えば登録されませんが、公知になった日から6ヶ月以内、且つ所定の手続きによる出願であれば例外的に新規性を備えるものとして認められます。

③意見書、補正書費用 意見書手数料 : 59,400 円
補正書手数料 : 59,400 円
印書代 : 4,104 円/枚
電子処理料 : 8,640 円

④拒絶査定不服の審判 審判請求手数料 : 205,200 円
特許印紙代 : 55,000 円
印書代 : 4,104 円/枚
電子処理料 : 8,640 円

⑤登録料納付 謝金 (成功報酬) : 70,200 円
登録料 (特許印紙) : 25,500 円 (8,500 円×3 年分)
納付手数料 : 10,800 円

⑥継続料 (年金) 納付費用 継続料 (特許印紙) : 16,900 円 (4 年~20 年)
* 16 年分から 20 年分については平成 19 年 4 月 1 日以降からの出願
管理、納付手数料 : 21,600 円 (1 年あたり)

⑦原査定 (拒絶査定) 取消の審決 謝金 (成功報酬) : 205,200 円